

上越市告示第104号

令和6年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例（昭和63年上越市条例第12号）第4条第1項の規定に基づき公告し、次のように縦覧に供する。

令和6年3月28日

上越市長 中川 幹太

賦課対象区域（町名）

負担金対象区域

新光町3丁目の一部

縦覧の場所

上越市生活排水対策課